

東山区 一念坂・二寧坂 古都に燃える会

～意見交換の概要～

(1) 意見交換の対象となる範囲（地図は裏面）

京都市東山区栞屋町

(2) 意見交換の対象となる行為と意見交換の方法



※1 伝統的建造物群保存地区内において許可が必要な行為

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更 など

※2 風致地区内において許可が必要な行為

- (1) 建築物等の新築、増築、改築、又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 建築物等の色彩その他の意匠の変更 など

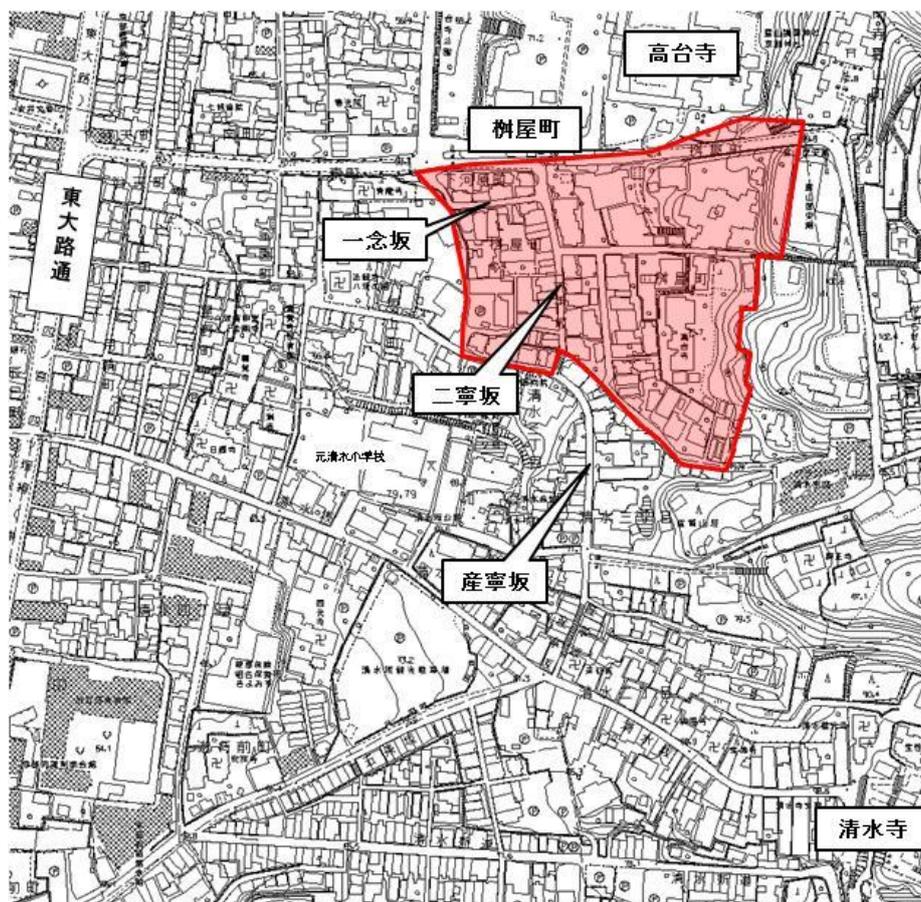
(3) 協議会の概要

一念坂・二寧坂 古都に燃える会では、地域景観づくりを主体として、一念坂・二寧坂が秀でた景観を持ち、古い寺院周回道路として存在するだけでなく、訪問者と居住者の新鮮なコミュニケーションの場として常に変化し、成長し、自立する地域となることを目指し、後世にこの景観と行動力を伝えていくための活動が行われています。

一念坂・二寧坂の景観の維持、向上を目指し、景観ガイドラインを含めた地域のあり方全体の方向性を「自主規制宣言」として定め、地区内全員で実践する活動をされています。

(4) 計画書の概要

一念坂・二寧坂地域景観づくり計画書では、一念坂・二寧坂の景観特性と町並み景観に関する考察を記載して、それらを今後の一念坂・二寧坂のまちづくりの礎としています。また、「東山の緑と坂、石畳など京都らしさを象徴する、ゆったりとした時間が流れるまちづくり」や「重要伝統的建造物群保存地区を含む地域として、古さだけではなく、日々、手を入れながら暮らしが続くまちづくり」などを地域の将来像として掲げ、一念坂・二寧坂の町並みを維持し保全することを目指しています。



ぜひ、計画書をお読みいただき、地域の景観に対する想いを感じてください。
計画書は、景観政策課の窓口で縦覧し、ホームページでも公開しています。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281614.html>)

問合せ先 : 都市計画局 都市景観部 景観政策課 TEL 075 - 222 - 3397